

分割授業の期間継続について（お知らせ）

余寒の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症への対応に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2月7日山梨県知事からの「新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請期間延期」に基づく教育活動の要請を受け、また都留市長、都留市教育長、都留市教育委員会の協議を受け、感染拡大防止のため実施してきた「分割授業」を下記の通り継続することになりました。つきましては、御家庭の皆様にも御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

1 継続期間 令和4年2月14日（月）から2月18日（金）まで

2 分割授業の内容

- ・本校は1学級の児童数が20人以下のため、1つの教室で授業を行います。
- ・市内で1学級の児童数が多い（25人以上）学校では学級を2つに分けての授業となります。

3 その他

- ・学校では、感染対策をこれまで以上にした上で、教育活動を行います。
（十分な換気、手指消毒・マスクの徹底、話し合いや合唱などリスクの高い活動の禁止、校庭や図書室の使用学年振り分け、校内の消毒など）
- ・外部人材を招いての授業、学年・学校行事については、分割授業期間中は延期や中止とします。
- ・児童と家族の健康観察、健康チェック表への記録・提出を忘れずをお願いします。
- ・体調が悪い場合は、無理せず登校させないでください。
- ・家族に体調不良者がいる場合には児童が登校する前に必ず学校に相談してください。
- ・学校からのお便りでお願いした通り、児童本人又は同居の御家族等が新型コロナウイルス陽性と確認された場合や濃厚接触者として抗原定性検査やPCR検査等を受ける場合は必ず学校に御連絡をお願いいたします。
（谷村第二小学校 TEL 43-2335）

引き続き各御家庭で「不要不急の外出をしない」「家庭内での感染防止のルールを徹底させる」など大切な家族の命と健康を守る為に感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。